平成２７年（フ）第８３号
群馬県館林市足次町653番地の１　柴田ハイツ一202、前住所群馬県館林市若宮町2456番地の３
債務者　小林　辰彦
１　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第９３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2865番地11
債務者　栃尾　初美
１　決定年月日時　平成27年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２０６号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目９番13一409号
債務者　吉田　勝平
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第６８４６号
東京都江戸川区西葛西１丁目10一５
債務者　佐藤　美咲
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８４８号
神奈川県川崎市多摩区中野島５丁目14一６一203
債務者　伊藤　　純
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８４９号
東京都豊島区駒込６丁目22一４
債務者　加藤　高明
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８５２号
東京都東村山市廻田町３丁目１一１一201
債務者　関本　直弘
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８５３号
東京都中野区東中野５丁目26一２一203
債務者　齋藤　　渉
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８５４号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目３一12一202
債務者　吉田　智代（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８５５号
東京都新宿区西新宿３丁目６一17一703
債務者　木下多美子（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８５７号
東京都江戸川区船堀１丁目５一14一403
債務者　浦澤　勝二
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８５８号
東京都江戸川区船堀１丁目５一14一403
債務者　浦澤ツヤ子
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８５９号
東京都江戸川区船堀１丁目５一14一403
債務者　浦澤　弘典
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８６３号
東京都江東区亀戸９丁目18一９一205
債務者　石橋榮之助
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８６４号
東京都江東区亀戸９丁目18一９一205
債務者　石橋美和子
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８７０号
東京都品川区東大井４丁目12一７　角田方
債務者　宮里　聖子
１　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部